

## ◇ 令和7年度税制改正による電子帳簿保存制度の見直し

**Q** : 令和7年の税制改正で、電子帳簿保存制度が見直しされたとか。どのようになったのですか？

**A** : 次のようになりました。

### 【解説】

令和7年度の税制改正では、請求書等のデジタルデータ(電子取引データ)を自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が、電子帳簿保存法に新設され、それらの電子取引データを一定の要件(送受信・保存の要件(ルール))を満たして送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外すると共に、青色申告特別控除65万円を適用することができることとされました。

### 【送受信・保存の要件(ルール)】

#### 1. 電子取引データの改ざん防止要件

① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。

#### 2. 適正記帳のための要件

② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと(又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと)

③ 電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと

